

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	八王子市「乳幼児・義務教育就学児医療費助成に関する事務」基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八王子市は、乳幼児・義務教育就学児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいそのほかの事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

八王子市長

## 公表日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児・義務教育就学児医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>乳幼児・義務教育就学児医療費助成事務(以下、子ども医療費助成事務という)は、乳幼児及び義務教育就学期児童に対し、医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とするものである。医療費助成にあたっては、保護者及び児童の居住状況、所得情報、生活保護情報等の確認が必要となる。</p> <p>八王子市行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 受給者の資格管理            ①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。            ②資格登録者(保護者)の所得による審査を行う。            ③審査結果として受給者証の交付又は資格喪失通知書の交付を行う。            ④受給者証の再交付を行う。</p> <p>2. 医療費の助成            ①子どもが疾病又は負傷により、保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部又は全部を助成する。            ②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。            ③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合は、返還請求及び債権管理を行う。</p> <p>【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】            乳幼児・義務教育就学児医療費助成の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得し、本人性確認を行う。以降、電子申請データと呼ぶ)</p>
③システムの名称	統合福祉システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム 東京共同電子申請・届出サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成ファイル 電子申請データ 電子申請抽出データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第10の項
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	子ども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟4階 子ども家庭部子育て支援課（市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付けている）
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟4階 子ども家庭部子育て支援課 042-620-7368

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

